

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第8回）」
議事要旨**

○日時

令和5年7月27日（木）17時50分～20時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、興津征雄委員、桑原聡子委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、松本真由美委員

○オブザーバー

山梨県 加藤栄佐環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 松本仁一気候変動対策局局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 菅弘史郎部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

- （1）再生可能エネルギー長期電源化及び地域共生に向けたヒアリング

委員からの主な意見は以下のとおり。

資料1（山梨県発表）／資料2（那須塩原市発表）について

- ・（山梨県に対して）説明会内容を確認するため、職員が説明会出席者にヒアリングを行う場合がある等の説明があったが、どの程度市町村の負担となるのか。
- ・（那須塩原市に対して）説明会が実体のあるものであったことをどのように確認しているのか。

- ・ 説明会の開催案内はどのように住民等に周知されているのか。
- ・ (山梨県に対して) 説明会以外の周知(ポスティング等)の実施について自治体への相談があった場合、どのような基準で振り分けをしているのか。
- ・ (那須塩原市に対して) 法令等において説明会後の住民と事業者とのやりとりを制度に盛り込むことが有効とあるが、具体的にどのような対応が望ましいと考えるか。例えば説明会後も住民が質問をすることができるような仕組みを想定しているのか。
- ・ 県や市の境をまたぐ事業の対応について、どのような枠組みが考えられるか。通常、他の地方公共団体とどのように連携を行っているか。
- ・ 近隣住民の範囲は市町村が決められているとのことだったが、明確な基準がない中で、市町村側で困ったことはあったか。
- ・ 都道府県・市町村レベルでの条例の設定でメリット・デメリットはあるか。
- ・ 仮に法令に基づき住民の対象について自治体への相談を事業者に求める場合、県や市町村の条例がない自治体は適切に任意に対応できるとお考えか。
- ・ (山梨県に対して) 事業者は地域や事業の特性を踏まえて市町村と相談しながら進めるよう条例で定めっていると理解。説明会を経て、その内容に疑義があったり、事後的に話し合いが必要となった場合、市町村で対応しているのか。
- ・ (那須塩原市に対して) より広範な範囲での個別対応の可能性を排除しないようにとの表現があるがどのような趣旨か。また、不動産所有者への説明会周知について、所有者が特定しづらい場合もある中で、事業者はどのように対応しているか。特に、個人情報の取扱いは。
- ・ 事業者がSPCの場合、事業者の実態が分かりづらいとの声がある中で、どのように調整しているのか。
- ・ (那須塩原市に対して) 例えば事業者において不動産所有者に対して説明会開催の周知を行いたいと思った場合、不動産登記簿をとり、所有者探しを行っているような実態があるのか。所有者を探して連絡をとる義務まで課しているのか。
- ・ (那須塩原市に対して) 協定締結に努めるというのは、様々な意見を持つ住民がいるが、どの範囲の住民が対象となるのか。

山梨県の回答

- ・ 説明会確認の負担について、県条例を施行し、県内に周知をしており、市町村に対しては協力の要請を事前に行っていることもあってか、市町村から負担について特段意見を受けたことはない。通常業務の中で対応いただいている。
- ・ 説明会以外の周知について、明確な基準はなく、地元に近い市町村が、各地の実態を踏まえて判断している。その中で難しい判断がある場合は県に相談いただくこともある。
- ・ 県や市の境をまたぐ場合について、これまで具体的な事例はないが、近隣自治体に事情を説明し、連携を図ることになると考えられる。
- ・ 住民の範囲設定について、市町村から相談を受けることはある。条例の趣旨に照らして、山腹にある・傾斜にある等事業の特性や住民の様子を踏まえ、助言をしているのが実態。

- ・ 県・市町村レベルでの条例のメリット・デメリットについて、山梨県には県条例及び市町村レベルの条例の両方があるが、地域の特性もある中で、説明会の方法や届出手続などがバラバラとなると事業者が困るため、県として一定の水準や理念を設定している。
- ・ 説明会の事後確認について、市町村としては疑義が生じた場合は県に相談をする風土になっており、県としても事情を聴いて市町村と連携しながら対応している実態がある。
- ・ SPCの場合について、届出や説明会開催の名宛人を特定する際、むしろ合同会社の場合には人数が少ないことで、出てきて頂く方が代表者として対応してもらうといった基本的スタンスで行っている。

那須塩原市の回答

- ・ 説明会確認方法は、条例に基づく許可申請手続きを行う中で、事業者とコミュニケーションをとる機会がある。その中で、提出された内容で確認し、必要に応じて、住民の意見を確認し、総合的に勘案しながら確認している。
- ・ 説明会以外の周知について、条例で一定の期日を設け、説明会開催の立て看板を設置することとしている。
- ・ 説明会後の対応について、住民からの意見申出の機会を設ける手続きが考えられる。
- ・ 市の境をまたぐ場合について、現状実例はないが、条例に基づく手続きを進めることを踏まえ、近隣自治体との調整を図っていくことになると思う。隣接自治体でも同様の条例を持っているため、その整合性を図りながら進めていくことになる。
- ・ 住民の範囲設定について、これまで運用の中で苦情などがあつたことはない。
- ・ 条例を持たない自治体の対応を検討する必要があるというのは課題として認識。条例を持つ自治体は当該条例に則して対応ができるが、そうでない自治体との関係では、負担感を減らすような形で制度をつくる必要。
- ・ より広範な範囲での個別対応の可能性を排除しないようにとの表現について、那須塩原市の場合、別荘分譲地などがあり、別荘が建つまでの間、太陽光を設置するような状況がある。地域の土地所有者にも説明を求めているが、これがその後の苦情対応にもつながっている。
- ・ 所有者への周知について、実際に事業者から相談があつた場合は、土地、事業区域によって〇mというところで決めているため、不動産登記に当たってもらい、調査の上、リスト化をして頂いて、その方々に対して通知を行うよう伝えている。住所が変わったこと等による通知不達は認めている。相続等により所有者不明の場合の対応はケースバイケース。
- ・ 協定については、実情、そこまで至っているケースがない。将来的に考えていきたい。
- ・ SPCについて、山梨県と同様、申請の手續や事前説明の中で、事業者とコミュニケーションをとる機会があるが、その中で事業者の実態を把握している。

事業者団体の発表について

- ・（風力・地熱について）説明会開催に当たっては自治体と連携・相談しているとの発表があった。その自治体とは、再エネ条例を制定しているような条例か。全国レベルで説明会を求めていく際には、実態として、自治体にどれほど対応能力があるのかを確認したい趣旨。
- ・（太陽光について）説明会開催の際に自治体の関与を求めているとのことだが、具体的にどのような関与を求めているのか。例えば説明会に自治体に参加してほしい、周知に協力してほしい等、具体的に想定されるものは。また分割案件について、距離や時期をずらす場合、説明会を行うことで、事業者にとってどれほど問題となるか。さらに、説明会の住民範囲について、事業者目線で、どのような距離感で負担が変わるのか。
- ・（太陽光について）太陽光の場合、説明会の住民範囲について定量基準はないとのことだが、どのような根拠で資料における定量基準を示しているのか。
- ・（日本有機資源協会について）自治体や区長に事前説明を行い、指導を受け、説明会本番では参加者とのつなぎ役を担ってもらっているとのことであった。行政や区長に対して大きな期待を示していたが、区長等を介在せず直接対応する際の困難さは、住民との密な直接対話で乗り越えることができないか。逆に区長にこれだけ頼ることで、何らかの問題が生じることはないか。
- ・（バイオマス発電事業協会について）認定基準・認定計画遵守を委託先に契約上負担させることや、定期報告を求めることは難しく、事業者の判断で行うべきとの指摘があった。実務上難しいケースについて説明いただきたい。
- ・（太陽光について）原則を法令で定めつつ、柔軟な対応をとる指摘について、自治体との協議で柔軟性を持たせたいとの趣旨と理解したが、住民とのトラブル対応や地域との共生が必要とされている以上、法令でしっかり定めることが必要ではないか。
- ・（太陽光について）説明会対象の住民範囲について、事業者として違和感のない距離とのことであったが、協会として把握しているトラブル事例を踏まえた提言があった方が本会合の趣旨に照らして適切ではないか。住民の範囲はなるべく広範にとるべきではないか。事業者負担を主張するのであれば、それはむしろトラブルの可能性のあることを示唆しているように思うが。

（一社）日本風力発電協会の回答

- ・ 把握している限りにおいては、条例が事後的に制定されたという市町村も含め、初めて再エネ事業が立ち上がるという自治体と、既に条例が制定されている自治体と、概ね同じ状況であった。風力発電事業をよくご存知でない自治体であっても、地域や住民の状況、どういう地区単位で説明をすべきかという相談については、自治体の対応可能な範囲で対応いただいているとの理解。

日本地熱協会の回答

- ・ 自治体が慣れているかどうかとの質問について、地域によって異なる。資料に掲載のあった市町村は既に地熱発電所を2か所実施している自治体であったため、その意味では慣れている自治体であったと思う。

- ・ 説明会主催者について、地域・自治体の場合と事業者の場合があるが、地域によっては、事業者の方でやってほしいという依頼もあるため、地域によっても状況はまちまちと史料。

（一社）太陽光発電協会の回答

- ・ 自治体関与について、説明会開催に直接関与してもらおうというケースもあると思うが、特にコミュニケーションに当たっては自治体を経由することが公平・公正の観点からも良いと思う。
- ・ 同一市町村内で実施する事業規模について、同じタイミングで実施する場合は、ケースバイケースで、時期が近接していれば当然のことながら、これが数年離れているとなると、必ずしも必要でないケースもあるため、やはり自治体だったり区長に相談して決めるのが良い。また、25m や 50m の距離が倍になった時に、どう負担が変わるかという点、地域によって異なる。宅地がない場合はさほど変わらないが、宅地が密集する場合は、住民の方が増えるため、負担も変わる。これぐらいの負担であれば、規模に応じて致し方がないと思う。
- ・ 資料で例示している住民の距離について、明確な根拠はない。事業者が過去の経験上得られた感覚・感触をもとに、これくらいかというところで例示をした。何社か確認したが、違和感がないとのことであった。事業者の感覚を示した次第。
- ・ 法令で細部まで定めるとなると、事業者にとって困難。自治体等と協議をし、地域の実態を把握して説明会の対象を決定するプロセスが望ましい。それ自体がコミュニケーションの始まり。
- ・ 住民範囲については、飽くまでも最低限の範囲。この範囲内の者への説明では不十分なケースがほとんどであると考えられるため、実際には自治体に確認をしてそれぞれのケースに委ねることが望ましい。また、小規模電源は大規模電源と比較して収入が限られる中で、何 km にもわたってやりなさいとなると無理だろう。地域や事業の特性によって相当に状況が異なるので、何か一律に定めるというのは不可能であり、自治体に協議・相談して決めることが適切。例えばベストプラクティスとして、こういう事業についてはこういう人を説明会対象に入れるべきなど、事例集を作成し、自治体と事業者が協議に活用できるようにしてはどうか。

（一社）日本有機資源協会の回答

- ・ 区長への事前説明は推奨すべきことと考えており、過大な責任・役割を求めるものではない。他方、区長への事前説明において、集落の状況や事情を把握することができ、住民への説明会においては、十人十色の考え方、意見をもつ方々とのつなぎ役を期待できるため、円滑な説明会に期待できる。

（一社）バイオマス発電事業者協会の回答

- ・ バイオマス発電は相当裾野の広い発電形態であり、オペレーション、運転、保守、燃料供給・荷役、灰処理等様々な委託を行っており、委託先の規模も様々。報告や義務について委託先の合意をとれないケースもあり得る。

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365